

とよはしで

起業

をお考えの方へ

市内70カ所以上に、**無料で相談**できる窓口があります。
相談すると、メリットいっぱい！！

創業に関する相談を、1か月以上かけて4回すると・・・

1. 豊橋市「**起業支援事業費補助金**」の**対象**となります。
2. 法人設立時の**登録免許税の軽減**ができます。
3. 国「**小規模事業者持続化補助金**」の「**創業枠**」の**対象**となります。

無料で相談できる窓口は・・・

豊橋商工会議所、株式会社サイエンス・クワイエット、日本政策金融公庫、十六銀行、
あいち銀行、名古屋銀行、三十三銀行、大垣共立銀行、豊橋信用金庫、岡崎信用
金庫、豊川信用金庫、蒲郡信用金庫、豊橋商工信用組合、愛知県信用保証協会

とよはし創業プラットフォーム（市HP）▶



「起業を成功させるまち とよはし」
豊橋市 商工業振興課

TEL : 0532-51-2431

☎ : shokogyo@city.toyohashi.lg.jp

「豊橋市起業支援 事業費補助金」

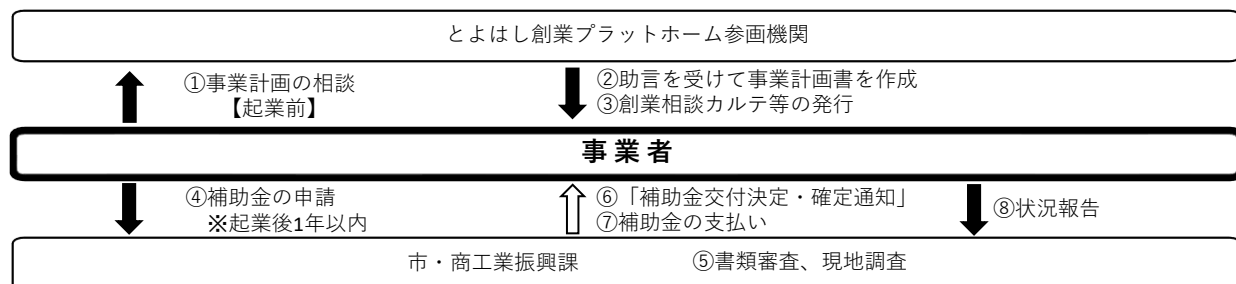
補助
上限 **30** 万円
(補助率 1 / 2)

- 対象者 (1)(2)に当てはまる初めて起業された方（フランチャイズチェーンは除く）
(1)市内に本店（個人事業主は住所）があり、起業して1年以内の方
(2)とよはし創業プラットフォーム（詳細は裏面へ）と一緒に創業計画書を作成した方

● 対象経費

補助メニュー	補助対象の例
設備・備品購入費 (1単位あたり10万円以上の汎用性がないもの)	業務用冷蔵庫（飲食業）、シャンプー台（美容業）、サーモカメラ（塗装業）、動物用心電図モニター（動物病院）、旋盤機（製造業）、会計士用ソフト（会計士）、脱毛器（美容業）など
広告宣伝費	ホームページ、チラシ、ショップカード、看板、のれん、お店のロゴデザイン作成などの費用

● 補助金申請の流れ



制度の詳細、申請書のダウンロードはホームページから▶



登録免許税の軽減

減免 **50** %

● 対象者

事業を営んでいない個人、または事業を開始した日以後5年を経過していない個人が、新たに会社を設立する場合



国税庁HP▶



国「小規模事業者持続化補助金」 「創業枠」

補助
上限 **200** 万円
(補助率2/3)

● 対象経費

機械装置等購入費、新商品開発費、資料購入費、ウェブサイト関連費、店舗改装工事費など

● 問合せ先

小規模事業者持続化補助金事務局
TEL : 03-6739-3890

制度の詳細、申請は専用ホームページから▶



「まちなかインキュベーション 事業補助金」

● 補助対象額及び対象経費

①賃借料(共益費、管理費を含む。)

54~108 万円

(補助率1/2~1/4)

②改装費(内装工事費等)

50 万円

(補助率1/2)

● 対象者

中心市街地の対象区域内で新規創業により出店する方

● 問合せ先

(株) 豊橋まちなか活性化センター（豊橋商工会議所内）
TEL : 0532-55-6666

豊橋商工会議所HP▶

